

CIQ プラザ 施設利用規則

(目的)

第1条 この規則は、指定管理者である一般社団法人横浜港振興協会(以下「当管理者」という)が管理する CIQ プラザ (第2ホール) を円滑かつ適正にご利用いただくための必要な事項を定めるものです。

(利用申込)

第2条 施設を利用しようとする方(以下「利用者」という)は、別に定める「施設利用申込書」を当管理者に提出することにより、利用承認をいたします。

2 施設利用申込の予約受付開始日は、表1のとおりです。

3 予約の確定は、当管理者が利用者に書面にて通知いたします。

4 利用者は、予約確定以降、当管理者が指定する期日までに施設利用申込書を提出していただきます。指定期日までに施設利用申込書の提出がない場合、予約を取り消させていただく場合もあります。

5 利用者は、施設利用申込書の提出と同時に、当管理者の求めに応じ、利用計画書(書式自由)等を提出していただきます。

6 申込は、催物の最終責任者が利用者として直接行っていただきます。

(利用日時等)

第3条 施設利用日に制限はありません。ただし当管理者が、法定点検等のために休館日を設定することができるものといたします。

(利用承認)

第4条 当管理者が施設利用申込書を受理し、その内容が第5条に定める利用制限事項に該当しないと認めるときは、承認した利用申込書を利用者に発行いたします。

2 利用承認は原則として、当管理者が施設利用申込書を受理した日から10日以内に発行いたします。なお、第5条第1項の各号に抵触すると判断した場合、ご利用をお断りする場合があります。

(利用制限・予約取消)

第5条 当管理者は、利用の内容が次の事項に該当する場合、施設利用の制限もしくは予約の取消をさせていただきます。

- (1) 公の秩序または、善良なる風俗を害する恐れがあると認められるとき。
- (2) 利用開始までに催事物開催届出書・警察用催事物開催届出書・食品関係営業許可等(以下「関係官公庁への届出」という)が済んでおらず、かつ管理者にその提出物や許可証の控えの提出がないとき。
- (3) CIQ プラザ・展示場としての品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- (4) 集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 宗教の勧誘等に利用する恐れがあると認められるとき。
- (6) 催物の性質が周辺地域の静穏を乱す恐れがあると認められるとき。
- (7) 施設及び設備・備品を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (8) 施設の他の利用者や催事に不都合または、支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (9) その他、施設の管理・運営上支障があると認められるとき。

(施設利用料金等)

第6条 施設利用料金は、表2に定める「利用料金表」のとおりといたします。

2 利用時間(9:00~21:30)外に施設をご利用(準備・撤去等)される場合、別途表3に定める「利用時間外諸経費」がかかります。

(施設利用料金納入)

第7条 施設利用料金は表4のとおり当管理者に前納していただきます。また、納入は原則として当管理者が指定する銀行口座への振込み(振込み手数料は、利用者負担とします)にてお支払いいただきます。

2 表5のとおりオプション費用及び利用時間外経費等は、利用開始日までに前納していただきます。ただし当管理者が必要と認めた場合、その金額を利用終了後1ヶ月以内に納入していただきます。

(利用変更及び取消)

第8条 利用者の都合により、利用期日・時間・場所等を変更するとき、または予約・申込みを取消すときは、すみやかに当管理者に書面にて通知していただきます。

2 すでにお支払いを済まされた施設利用料金については、原則として返還いたしません。

3 当管理者に発注したオプション費用等、すでに発生した経費の全額をお支払いいただきます。

4 利用開始日の5ヶ月前以前の変更については、第8条第2項を適用いたしません。

5 時間外利用の変更については、利用開始日の2週間前の変更は原則できません。

(利用権譲渡禁止)

第9条 利用者は、当管理者の承諾なく施設等の利用権利の全部・一部を第三者に譲渡または、転貸できません。

(施設等変更禁止)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備または、変更を加えることができません。ただし、あらかじめ当管理者の承認を受けたときは、この限りではありません。

(利用者義務)

第11条 施設等の利用承認を受けた利用者は、次の事項を遵守していただきます。

(1) 承認された利用申込書及び利用計画書の内容に従って誠実に催物を開催すること。

(2) 利用開始日の1ヶ月前までに当管理者担当者と催物等の詳細について協議すること。

(3) 当管理者が必要に応じ随時連絡がとれるよう、連絡先を明らかにしておくこと。

(4) 施設利用中(準備・撤去期間中を含む)に発生した事故については、利用者自身のみならず、関係業者や来場者にかかわる事故についても、すべて利用者が責任を負うこと。

(5) 施設内及び当管理者が管理する敷地において、善良な風俗又は慣習を害する行為、その他、施設及び当管理者が管理する敷地の維持または、管理・運営に支障を来すと認められる行為をしないこと。

(6) 施設内及び当管理者が管理する敷地において、当管理者の承諾を受けず物品販売・宣伝等の営利行為をしないこと。

(7) 施設利用終了後は、清掃を自ら行い原状復帰していただきます。利用者都合により原状復帰が困難な場合、利用者負担により当管理者指定業者にて行うこと。

(8) 施設利用にかかわる警備・ケータリングについては、原則として当管理者の指定業者にて行うこと。

(管理責任)

第12条 利用者には、利用施設等を善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

- 2 施設利用中及び準備・撤去中は、当利用規則及び当管理者が指示した防災指針に従い、利用者の責任において管理者を定め、当管理者と連絡・調整を図りながら火災と事故防止に努めていただきます。
- 3 施設利用に関する法令に定められた関係官庁への届出及び許可申請等、利用者に行っていただきます。
- 4 利用者は、当管理者と連絡・調整を図りつつ、利用施設とその周辺に対する諸配慮、来場者及び来場車両の整理、作業員等関係者の管理監督を行っていただきます。
- 5 施設内の催物及び設営撤去等において、多数の来場者や関係者及び車両が予想されるとき、他の催物等の開催に支障を及ぼす恐れがあると当管理者が認めるときは、当管理者または、利用者が警備専門会社を雇う等万全の警備体制及び来場者の整理誘導体制を敷くこととし、その費用は、利用者負担とさせていただきます。
- 6 利用者には、利用終了時に利用した施設等を原状に回復していただきます。

(利用承認取消)

第13条 次の各号のいずれかに該当するとき、管理者の判断により施設使用中であっても、施設利用の制限または停止をしていただきます。

- (1) 第5条第1項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
 - (2) 施設利用申込書に虚偽の記載があると認められたときまたは、承諾した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき。
 - (3) 利用を許可された施設以外の場所で作業または、催事行為を行ったとき。
 - (4) 施設等の利用に関して、当管理者が定める規則や横浜市港湾施設使用条例を遵守しなかったとき。
 - (5) 関係官公庁への届出等の内容と異なるとき。
 - (6) 所定の期日までに、施設利用料金を納入していないとき。
 - (7) 停電・災害その他不可抗力によって、施設等の利用ができなくなったとき。
 - (8) 施設等の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 本条第1項第1号から第6号の場合は、第8条第2項及び第3項を準用します。
- 3 すでに支払われた施設利用料金は、本条第1項第7号及び第8号により利用を取消した場合のみ、当管理者はその全額または一部を払い戻すことがあります。

(賠償及び免責)

第14条 施設及び設備・備品の管理・運営等につき利用者及びその関係業者や来場者に起因する損害が発生した場合には、利用者によるその損害額を賠償していただきます。

- 2 利用者が、この規則に記載されている事項及び施設利用等に関する当管理者との協議事項等に違反し、損害が発生した場合も、前項と同様に損害額を賠償していただきます。
- 3 施設等の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難や破損事故等の全ての事故について当管理者に重大な過失が無い限り、当管理者は一切の責任を負いません。
- 4 第13条第1項により、利用者及びその関係業者・来場者に損害が生じる場合があっても、当管理者は一切の責任を負いません。
- 5 当管理者の責に帰すべき事由により損害の賠償をする場合、当管理者が受領した利用料金を限度として賠償するものといたします。ただし、利用者の機会損失等については、当管理者はその損害の責任を負いません。
- 6 当管理者はホームページ、問い合わせメール等において正確な情報の提供に努めておりますが、提供する情報に起因するトラブルや事故等に関して、当管理者は一切の責任を負いません。

横浜港大さん橋国際客船ターミナル暴力団等反社会的勢力の排除に関する規定

本規定は、横浜港大さん橋国際客船ターミナルに関わる全ての施設（以下「当施設」という。）が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するために、断固として暴力団等反社会的勢力との関係を遮断及び排除することを目的とし、適正な当施設の運営管理を確保できるよう、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）を尊重し、反社会的勢力との対応にあたり必要な事項を記載したものです。

第1条 当施設は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、当施設利用の承認に応じません。承認後でも利用者が次のいずれかに該当する事が判明した場合は、当施設利用の承認の取り消し、当施設の利用を直ちに中止、撮影した映像の差し止めをします。なお、承認の取り消し及び利用中止により利用者に損害が生じたとしても、一切賠償はいたしません。

1. 当施設利用者の中に、下記の項目に該当するものがあると認められる場合
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体
 - ③ その役員のうち暴力団員に該当する者を含む法人
 - ④ 上記項目に該当する暴力団等反社会的勢力と密接な関係もしくは取引のある法人、その他団体
 - ⑤ 取引先、下請け又は再委託先業者が上記項目に該当する法人、その他団体
2. 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れ及び言動を行い、当施設の管理運営上支障があると認められる場合
3. 当施設又は当施設の従業員に対し、暴力的な要求を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
4. 当施設が定める利用規則の禁止事項に従わない場合
5. 上記に加え、当施設の利用が暴力団等反社会勢力の組織の維持、拡大に利用されると認められる場合

第2条 当施設は、第1条の事由により当施設利用の承認の取り消し、利用中止、映像の差し止めをした場合は、利用者より受領した施設利用料金等を一切返還いたしません。

第3条 当施設利用者は、第1条第1項に該当していない事を当施設利用申請書に表明・確約しなければなりません。なお、表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、当施設利用の承認を取り消し、当施設の利用を直ちに中止していただきます。なお、承認の取り消し及び利用中止により損害が生じたとしても、当施設は一切賠償いたしません。

以上

附 則

この規定は、2023年4月1日から施行する。

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約

1. 私〔当社〕は、現在又は将来にわたって、下記の各項目の暴力団等反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体
- ③ その役員のうち暴力団員に該当する者を含む法人
- ④ 上記項目に該当する暴力団等反社会的勢力と密接な関係もしくは取引のある法人、その他団体
- ⑤ 取引先、下請け又は再委託先業者が上記項目に該当する法人、その他団体

2. 私〔当社〕は、自ら又は第三者を利用して下記の各項のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。

- ① 他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動を行い、当施設の管理運営上支障をきたす行為
- ② 当施設又は当施設従業員に対し、暴力的な要求を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求する行為
- ③ 当施設が定める利用規則の禁止事項に従わない行為
- ④ 上記に加え、当施設の利用が暴力団等反社会勢力の組織の維持・拡大に利用する行為

3. 私〔当社〕は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、当施設利用の承認取り消し、当施設の利用の中止、撮影をした映像の差し止めをされても一切異議を申し立てず、また、施設利用料金の返還、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私〔当社〕の責任とすることを、当施設利用申請書に表明、確約いたします。

以上

表1 施設利用申込み開始日（予約確定受付日）

※CIQ 施設として利用が無い場合のみ提供

受付開始日	ご注意
一般利用 ご利用1ヶ月～6ヶ月前 市民利用 ご利用1ヶ月～3ヶ月前 ※客船状況により、受付できない場合があります	一般利用から市民利用へのご利用変更はできません

表2 利用料金（消費税込み）

一般料金 利用時間 9:00～21:30 ※100 m²ごとの分割利用可

平日	催事本番 2,000 m ²	400,000 円/日
	準備・撤去のみ、2,000 m ²	200,000 円/日
	分割利用 100 m ² ごと	20,000 円/日
土日祝日	催事本番 2,000 m ²	500,000 円/日
	準備・撤去のみ、2,000 m ²	250,000 円/日
	分割利用 100 m ² ごと	25,000 円/日
屋上広場	催事等で使用（入場料等の徴収する場合もしくは、営利目的）	60 円/m ²

表3 利用時間外諸経費（消費税込み）

利用時間外は早朝 7:00～9:00、深夜 21:30～24:00 を限度とします。

時間外管理費	早朝（7:00～9:00）準備・撤去等に利用する場合	47,000 円/回
時間外管理費	深夜（22:00～24:00）準備・撤去等に利用する場合	47,000 円/回
共益費	照明等諸経費	2,000 円/時間
時間外対応費	施設担当者の時間外対応費（2名～）	20,000 円より

※時間外利用は原則、利用開始日の2週間前までに申請して下さい。

表4 利用料金のお支払い

項目	申込	支払い
利用料	6ヶ月～3ヶ月前	<input type="checkbox"/> 利用承認書後1ヶ月以内、当管理者が指定日までに利用料金の半金（50%）入金 <input type="checkbox"/> 残金を利用日1ヶ月前までに入金
	3ヶ月～1ヶ月前	<input type="checkbox"/> 利用承認書後1ヶ月以内、利用料金の全額（100%）入金

表5 オプション（消費税込み）

項目	内容	料金
設営費	利用時間の前後に、当館指定業者による会場設営・撤去を行います ※当館の備品のみ対応になります	66,000 円より
撤去費		66,000 円より

特別清掃費	開催後のCIQプラザ全体清掃	66,000円より
巡回清掃費	開催中のトイレ清掃や消耗品補充など	10,560円より
警備料	搬入、搬出等で警備が必要な場合	17,600円より
臨時電話工事費	会場内に電話、FAXが必要な場合	26,070円
電気工事費	利用者の要望やレイアウトにより異なります(要相談)	要相談
音響ワゴン使用料	CIQプラザ備品リスト参照、設置料込み	22,000円/1日
プロジェクター	4,000ルーメン エプソン EB-1925W	15,620円/1日
	12,000ルーメン エプソン EB-L1500UH	55,000円/1日
サーモグラフィカメラ使用料	サーモグラフィカメラ、液晶画面のセットを1日利用した場合 ※警備立ち合いの場合、警備費に準じる	36,960円より

※一部、オプションをご利用いただけない場合がございます。

表6 市民利用(消費税込み) 利用時間 9:00~21:30

※市民利用とは、横浜市民及び横浜市内に本拠を置く市民グループ等の主催で、入場料その他これに類するもの(ケータリングサービスの使用等)を参加する方から徴収せずに、または営利を目的とせずに利用する場合、広く一般の方にも開放することのできる催事であると当管理者が判断したものの。法人や団体等は対象外です。

平日	催事本番	40,000円/日
	準備・撤去のみ	20,000円/日
土日祝日	催事本番	50,000円/日
	準備・撤去のみ	25,000円/日

○ 時間利用・分割利用に関してはお問合せ下さい。